

米子市ホームページへの広告の掲載に関する要領

平成28年4月1日施行

平成29年11月28日改正

令和3年4月1日改正

1 趣旨

この要領は、米子市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告の内容及び制限

(1) 市ホームページに掲載する広告は、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱第3条第1項各号に掲げる基本原則に適合するものであり、かつ、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙に関するもの

イ 意見広告若しくは名刺広告又はこれらに類するもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第6項から第11項まで又は第13項のいずれかに該当する営業に関するもの

エ 商品先物取引又は貸金業に関するもの

オ 通信販売、訪問販売又は連鎖販売に関するもの

カ 求人広告又はこれに類するもの

キ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

ク 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

ケ 虚偽、誇大等により消費者に誤解を与えるもの

コ 客観的な証拠に基づかない、非科学的な事項又は迷信に関するもの

サ 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの

シ 市ホームページの公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

ス 市ホームページを閲覧する者に不快感を与えるおそれのあるもの

セ 市からの情報であると誤解するおそれのあるもの

ソ 専ら市ホームページに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）以外の者のホームページへのリンクを設けるために開設されたサイト（リンク集）に関するもの

タ アからソまでに掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(2) (1)の規定は、市ホームページに掲載する広告からのリンク先として指定されたホームページに掲載する内容についても、適用する。

3 広告の規格

(1) 広告は、バナー広告とし、その規格は、次に掲げるとおりとする。

ア GIF形式又はJPEG形式若しくはPNG形式の画像とすること。

イ 画像は、静止画像とすること。

ウ ユニバーサルデザインを考慮した配色とすること。

エ 一の枠の規格は、次のとおりとする。

(ア) 縦60ピクセル

(イ) 横135ピクセル

(ウ) ファイル容量15キロバイト以内

(2) (1)に定めるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告主と協議の上、決定する。

4 広告の掲載場所等

(1) 広告を掲載する場所は、市ホームページの各ページ下部とし、その掲載の位置は、市長が指定する。

(2) 広告を掲載するための枠の数は、12枠とする。

5 広告の掲載数及び期間等

(1) 一の広告主において掲載することができる広告は、1か月当たり一に限る。

(2) 広告の掲載は、1か月を単位とし、その月の初日（その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下この号及び次号において「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日。以下この号及び次号において同じ。）の午前9時から翌月の初日の午前9時までをその期間とする。

(3) 広告の掲載を2か月以上にわたって行う場合における当該広告を掲載する期間は、当該広告を掲載する期間の初日の午前9時から当該広告を掲載する期間の末日の翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日。）の午前9時までとする。ただし、当該広告を掲載することができる期間は、12か月を限度とする。

(4) 前2号の規定により定めた広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）内において市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖した時間を合計して得た時間数を24で除して得た数（小数点以下切捨て）に相当する日数分、広告掲載期間を延長するものとする。

6 広告掲載の申込み及び決定

(1) 市ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、当該広告の掲載を希望する月の前々月の末日までに、米子市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）、市税等納付確認同意書（別記様式第5号）及び役員等調書兼照会承諾書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、広告掲載申込書に基づき、当該申込者が市ホームページに掲載しようとする

広告の内容が市ホームページに掲載することが適当なものであるか否かについて審査するものとする。この場合において、当該申込者が次のいずれかに該当する者であるときは、不承認の決定をするものとする。

ア 本市の市税、国民健康保険料その他本市への歳入金を滞納している者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 前号の審査の結果、市ホームページに掲載することが適当であると認めた広告について、市長は、当該広告の市ホームページへの掲載を決定するものとする。この場合において、同一の月に市ホームページへの掲載を希望する広告（市長が市ホームページに掲載することが適当であると認めたものに限る。）の数が、第4項第2号の規定による枠の数を超えるときは、抽選により、その月において市ホームページへの掲載する広告を決定するものとする。

(4) 市長は、前号の規定により市へのホームページへの掲載について決定を受けた広告に係る申込者に対し、米子市ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

7 広告原稿の作成等

(1) 前項第4号の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告の原稿を市長に提出しなければならない。

(2) 広告の原稿は、第3項第1号に規定する規格により作成した画像の電子データとし、前号の規定による提出は、電子媒体により行うものとする。

(3) 広告の原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

8 広告掲載料金の納付

(1) 市ホームページへの広告の掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、1枠当たり月額10,000円（別途消費税及び地方消費税を加算する）とする。

(2) 広告掲載料（広告を掲載する期間又は枠の数の変更に伴うものを含む。）は、市が発行する納付書により、市長の指定する期日までに、一括で納付するものとする。

9 広告掲載の決定の取消し

(1) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、当該広告に係る第6項第3号の規定による決定（以下「広告掲載決定」という。）を取り消し、当該広告を市のホームページから削除するものとする。

ア 広告主ホームページが閉鎖されたとき。

イ 広告主ホームページの内容が、第2項第2号の規定により適用される同項第1号の規定に反すると判断したとき。

ウ 広告主の反社会的行為、非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市ホームページへの広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

- (2) 市長は、前号の規定により広告掲載決定を取り消したときは、米子市ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、当該広告掲載決定を受けていた者に対し、その旨を通知するものとする。
- (3) 広告掲載承認の取消しにより生じた損害に対しては、市は、一切その責めを負わないものとする。

10 広告掲載料の還付

- (1) 前項第1号エの規定により広告掲載決定を取り消した場合であって、その事由が広告主の責めによらないものであるとき、又は第11項第2号により、広告主の都合により広告の掲載を取りやめる場合であって、市長が認めるときは、既に納付された広告掲載料金の額のうち、広告掲載決定の取消しの日から当該広告に係る広告掲載期間の末日までの期間(1か月未満の端数切捨て)に応じ算定した額を還付することができる。
- (2) 前号の規定により還付する広告掲載料に、利子は付けない。
- (3) 広告掲載料の還付を受けようとする者は、米子市ホームページ広告掲載料還付請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容及び広告主ホームページの内容について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告掲載申込書の記載事項に変更が生じたとき、又は広告の掲載を取りやめようとするときは、速やかに、米子市ホームページ広告掲載内容変更届出書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

12 免責事項

- (1) 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が停止される場合があることを承諾し、当該広告の掲載の停止を理由として、市に対し、広告掲載料の返還又は損害の賠償を請求しないものとする。

ア 点検、修理、補修、改良等による市ホームページの停止

イ 天災、不正アクセス等に起因する市のコンピュータの障害

- (2) 第9項第3号及び前号に規定するほか、市は、市ホームページへの広告掲載に関して広告主に生じた損害については、その原因にかかわらず、賠償する責めを負わないものとする。

13 規定外事項

市ホームページへの広告の掲載に関しこの基準に定めのない事項については、市長が定める。この場合において、必要があると認めるときは、広告主と協議を行うものとする。